

○企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（平成11年4月大蔵省金融企画局）

改正後	改正前
<p>B 基本ガイドライン</p> <p>5-19-3-3 開示府令第二号様式記載上の注意(58-3) iに規定する事項を記載するに当たっては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年労働省令第25号）第71条の6各号に掲げるいずれかの割合を記載する場合にはそのいずれの方法により算出したものかを明示するものとする。</p> <p>また、同様式記載上の注意(58-3) jに規定する事項を記載するに当たっては、労働者の人員数について労働時間を基に換算し算出している場合にはその旨を注記するものとする。</p> <p>なお、同様式記載上の注意(58-3) hからjまでに規定する事項を記載するに当たっては、当該記載事項に加えて、投資者の理解が容易となるように、任意の追加的な情報（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）の規定による公表において、提出会社又はその連結子会社が任意で行う追加的な情報公表の内容を含む。）を追記できることに留意する。</p>	<p>B 基本ガイドライン</p> <p>5-19-3-3 開示府令第二号様式記載上の注意(58-3) iに規定する事項を記載するに当たっては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成3年労働省令第25号）第71条の6各号に掲げるいずれかの割合を記載する場合にはそのいずれの方法により算出したものかを明示するとともに、労働者の人員数について労働時間を基に換算し算出している場合にはその旨を注記するものとする。</p> <p>なお、同様式記載上の注意(58-3) hからjまでに規定する事項を記載するに当たっては、当該記載事項に加えて、投資者の理解が容易となるように、任意の追加的な情報（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）の規定による公表において、提出会社又はその連結子会社が任意で行う追加的な情報公表の内容を含む。）を追記できることに留意する。</p>